

日介支専協第7-0128号  
令和7年4月30日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会長 柴口 里則  
[公印省略]

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について  
(再周知)

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日より、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、「固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖」が福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象福祉用具となりました。

このたび、第246回社会保障審議会介護給付費分科会にて公表された、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」報告書案では、選択制について認知していない居宅介護支援事業所の有無に関する質問に対して、「認識がなかった」と回答した事業所が約半数（49.5%）を占める結果が示されました。

その結果を受けまして、当協会では、既に昨年度に研修会等を開催するなど、介護支援専門員に対して普及啓発をしているところではございますが、改めて、一部の福祉用具の貸与と販売の選択制が導入されていることについて周知させていただきます。

なお、厚生労働省ホームページにて、特に介護支援専門員、福祉用具専門相談員の方にご覧いただくことを念頭に、選択制のプロセス等をまとめた資料が公開されておりますので、併せてご参照ください。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

## 記

- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>

引用元：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

- ・第 246 回社会保障審議会介護給付費分科会

参考報告書 2

- (2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（報告書案）

該当 191 頁

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56824.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56824.html)

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局長 山田剛  
事務局 木村能子  
担当 佐藤里美・松嶋春子・田鎖ゆうき  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp